

# 情報提供

那医発第 467 号  
令和 7 年 3 月 4 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「使用推奨期限切れの個人防護具配布希望数量調査の実施について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 1707 号  
令和 7 年 3 月 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 仲村 尚



## 使用推奨期限切れの個人防護具配布希望数量調査の実施について

今般、沖縄県保健医療介護部感染症医療確保課から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、使用期限切れの個人防護具を有効活用する観点から、国において備蓄が行われていた個人防護具のうち、使用推奨期限が切れた（迫った）アイソレーションガウン、非滅菌手袋について、希望する医療機関へ配布する旨の案内となっております。

なお、個人防護具を希望される医療機関においては、下記の専用フォームより報告いただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

### 1. 報告フォーム URL

<https://c3dc0601.form.kintoneapp.com/public/e8f655cac1c4df87d30e00473b1c3e25dc2ded3a38bfada051683694402fe70e>



### 2. 回答期間：令和 7 年 3 月 14 日（金）

### 3. 配布内容：

配布の内容について

（１）配布においては、ガウン及び非滅菌手袋（※）について希望に基づく配布を実施します。

※ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布製）」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

(2) 配布対象施設は医療措置協定を締結した医療機関のほか、それ以外の医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)、高齢者施設等、障害者施設等及び各保健所を対象とします。

(3) 配布方法については、原則として配布対象施設が沖縄県に希望する数量を申告し、希望数量を沖縄県にて取りまとめた上で国に報告し、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出することとなります。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

(4) 各物資のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの(使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。)となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなりますのでご注意ください。

(5) 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱います。

①使用用途

- ・配布された个人防护具については、当該施設が自ら使用すること。
- ・診療以外の訓練等で利用すること。

②転売禁止のための実効性の担保

- ・転売をする(した)ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

4. 配布の手続きについて

(1) 配布対象施設への个人防护具の配布については、配布数等を整理して令和7年6月を目途に順次配布を開始し、令和7年9月頃を目途に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

(2) 本配布に関しては、報告期限後のキャンセル・数量変更はお受けできません。配布対象施設においてはこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきます。

● 使用推奨期限切れの个人防护具配布希望数量調査の実施について

(令和7年2月28日(保感第922号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

保 感 第 922 号  
令和 7 年 2 月 28 日

関係機関各位

沖縄県保健医療介護部  
感 染 症 対 策 課 長  
(公印省略)

#### 使用推奨期限切れの個人防護具配布希望数量調査の実施について

平素より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より令和 7 年 2 月 20 日付け事務連絡にて、使用期限切れの個人防護具を有効活用する観点から、各医療機関等への配布の実施について通知があります。

つきましては、配布希望数量調査を実施いたしますので、配布を希望する施設においては、下記の報告フォームより配布希望枚数の報告を行うよう、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 報告フォーム URL



<https://c3dc0601.form.kintoneapp.com/public/e8f655cac1c4df87d30e00473b1c3e25dc2ded3a38bfada051683694402fe70e>

##### 2 報告期限 令和 7 年 3 月 14 日 (金)

##### 3 配布の内容について

(1) 配布においては、ガウン及び非滅菌手袋(※)について希望に基づく配布を実施します。

(※)ガウンについては、「アイソレーションガウン (不織布製)」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

(2) 配布対象施設は医療措置協定を締結した医療機関のほか、それ以外の医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）、高齢者施設等、障害者施設等及び各保健所を対象とします。

(3) 配布方法については、原則として配布対象施設が沖縄県に希望する数量を申告し、希望数量を沖縄県にて取りまとめた上で国に報告し、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出することとなります。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

(4) 各物資のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。）となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなりますのでご注意ください。

(5) 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱います。

① 使用用途

- ・配布された个人防护具については、当該施設が自ら使用すること。
- ・診療以外の訓練等で利用すること。

② 転売禁止のための実効性の担保

- ・転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

4 配布の手続きについて

(1) 配布対象施設への个人防护具の配布については、配布数等を整理して令和7年6月を目途に順次配布を開始し、令和7年9月頃を目途に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

(2) 本配布に関しては、報告期限後のキャンセル・数量変更はお受けできません。配布対象施設においてはこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきます。

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖縄県保健医療介護部感染症対策課<br>感染症予防班 仲西<br>電話：098-866-2013      FAX：098-869-7100<br>E-mail：nakanimn@pref.okinawa.lg.jp |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和7年2月20日

### 配送予定の個人防護具の例

令和7年2月20日付け事務連絡にてお知らせした配布において配送予定である個人防護具の例は以下のとおりです。なお、あくまでも一例であり、例に記載されていない個人防護具が届く可能性もありますので、ご注意ください。

#### アイソレーションガウン

<写真>



幅 540mm、奥行き 365mm、高さ 360mm  
入数：100 枚／箱

プラスチックガウン

<写真>



幅 570mm、奥行き 380mm、高さ 480mm

入数：200 枚／箱

非滅菌手袋（ニトリル）

※S サイズ、M サイズ、L サイズ同様

<写真>



幅 280mm、奥行き 230mm、高さ 260mm

入数：1,000 枚／箱

（※100 枚入りの小箱（幅 245mm、奥行き 110mm、高さ 55mm）が 10 箱入っている）

非滅菌手袋（PVC）

※S サイズ、M サイズ、L サイズ同様

<写真>



幅 335mm、奥行き 265mm、高さ 265mm

入数：1,000 枚／箱

（※100 枚入りの小箱（幅 240mm、奥行き 125mm、高さ 65mm）が 10 箱入っている）

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）や非滅菌手袋等（以下「個人防護具」という。）については、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国において購入や配布を行うとともに備蓄を進めてまいりました。

備蓄している個人防護具のうち使用推奨期限が迫ったものについては、各医療機関等への個人防護具の配布を実施してきたところですが、それでも使用推奨期限が切れる物資が残っている状況です。

そこで、有効活用の観点から協定締結医療機関等が行う訓練及び研修（以下「訓練等」という。）に、国の備蓄している使用推奨期限が切れた（迫った）個人防護具を下記のとおり令和 7 年度において配布することとしました。

なお、新型インフルエンザ等対策推進会議にて、国が備蓄している個人防護具のうち使用推奨期限が切れた（迫った）ものを、医療機関が実施する訓練等のために配布することについてご提案があったところです。

上記個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の協定締結医療機関等への周知や配布希望数量等のとりまとめのご対応をお願いします。

### 記

#### 1 配布の具体的内容について

- 今回配布する個人防護具の種類は、ガウン及び非滅菌手袋（※）の 2 種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては「アイソレーションガウン（不織布製）」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）等のほか、自治体及び医師会等の団体等（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

- 配布方法については、令和 6 年 10 月 3 日付け事務連絡「個人防護具の配布について」と同様です。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

- 各物資のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。

なお、出荷される物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。）となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなりますのでご注意ください。

- 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途

- ・ 配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。
- ・ 診療以外の訓練等で利用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保

- ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

2 配布の手続について

- 都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量等を取りまとめ、「別紙」の様式に配布先の所在地や希望する個人防護具の数量等の必要情報を記入の上、令和7年3月21日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：[mask\\_ppctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppctr@mhlw.go.jp)）
- 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設の訓練等において今後必要となる数のご登録をお願いします。
- 配布対象施設への配布開始・完了時期については、配布数等を整理して令和7年6月を目途に順次配布を開始し、令和7年9月頃を目処に配布完了する予定です。希望状況によっては、配布予定時期の変更が生じる場合があります。なお、物資の種類によって手元に届くタイミングが異なる可能性がございますのでご了承ください。
- 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布の希望があった配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱いますので、配布対象施設への周知に当たりご注意ください。

担当者連絡先 医療用物資等確保対策推進室  
TEL : 03-5253-1111(内線8209)  
03-3595-3454(直通)